

NPO法人運営 ガイドブック



2024年10月改訂

足立区NPO活動支援センター

〒123-0851

足立区梅田7-13-1 (梅田図書館1F)

電話 03-3840-2331

FAX 03-3840-2333

adachi-npo-center@machikatsu.co.jp

目 次

1. はじめに	1
2. N P O法人活動の推進	1
(1) 理事について	2
(2) 理事会の設置と運営	3
(3) 総会	3
(4) 総会の決議の省略	4
(5) N P O法人の資金と会計	5
3. 所轄庁（東京都）のN P O法人運営指針について	8
(1) 事業報告書等の提出	8
(2) 貸借対照表の公告	11
(3) 役員の変更届け	13
(4) 定款の変更	14
(5) 解散	15
(6) 合併	23
(7) 書類の備置き及び閲覧	27
(8) 登記	29
(9) N P O法人に関わる税	31
(10) 雇用主の義務	33
4. 終わりに	35
【関係機関一覧】	36

1. はじめに

所轄庁から認証を得たNPO法人の皆さんに対し、心から祝福をします。これからNPO法人の活動に果敢に取り組まれ、設立目的を是非とも達成されることを祈念します。このNPO法人運営ガイドブックは、NPO法人を運営するにあたって取り組まなければならない必要最小限の事項について、東京都NPO法人ポータルサイトに掲載されている「法人運営について」をもとに解説しています。その際、極力、根拠法である特定非営利活動促進法（以下、「NPO法」という。）及び東京都のNPO法施行条例及びNPO施行条例の施行に関する規則（以下、「規則」という。）を示し、義務のありかを明らかにしました。また、所轄庁に報告するに当たり、各種様式等が分かるようQRコードを用いていますので、ご活用いただきたいと思います。

このNPO法人運営ガイドブックでは、皆様の活動の一助となりますようNPO法と「東京都NPO法人ポータルサイト：特定非営利活動法人ガイドブック（本編）第2章 設立」のうち定款記載例（以下「定款例」という。）を基本に、NPO法人運営全般について解説していきます。詳細につきましては、直接、足立区NPO活動支援センターにご相談ください。

2. NPO法人活動の推進

NPO法人はNPO法を根拠法としており、活動する上でこのNPO法を理解していることが一つのカギとなります。

NPO法人設立に当たって定款を定めますが、定款にはそれぞれのNPO法人が独自に事業目的を設定し、それに沿って特定非営利活動の種類や実施する事業内容などを定めています。また、NPO法人の理事会運営などの基本的な規則も定められており、NPO法人の行動指針となっていますので、こまめに確認することが大切です。仮に、活動にとって不都合などの条項があったときは、定款改正を速やかに行うことが必要です。

NPO法と定款は活動をするうえで基本となりますが、NPO法人活動を具体的にを行うには、理事会・総会の運営、財務対応、情報の共有方策、情報発信など、活動を進めるうえでやらなければならない事柄が沢山あります。これらの事柄の運営に当たっては、定款を常に確認しつつ、取り組むことが大切です。

NPO法人の活動は、掲げた事業目的に向かって、如何に運営し目的を達成するのに尽きるでしょう。運営の中核を担うのは理事の皆さんです。定款をもとにNPO法人の運営を考えてみます。

ここでは、NPO法及び定款例をもとに運営上必要な事項についてご紹介します。

(特定非営利活動法人ガイドブック (本編))

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/documents/0000001154.html



(1) 理事について (NPO法第 15 条及び 16 条)

NPO法人には役員を置くことが義務付けられ、職名は理事 (3 人以上) と監事 (1 人以上) となっています。全理事は、すべての業務についての代表権をもつとされますが、ただし書きにおいて代表権を制限することができることもされています。

つまり、代表者を決めてその理事に代表権を集中することができるということです。例えば、理事長や会長 (名称は自由) などを置き、代表権を与えることを指しています。定款例 (第 14 条) では「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」としています。

いずれにしても、理事はNPO法人活動にとって重要な役割を担っていることを十分理解しておきましょう。

【根拠法】

(NPO法第 15 条：役員の数)

特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(NPO法第 16 条：理事の代表権)

理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

※根拠法内の下線は作成者による。以下同じ。

(2) 理事会の設置と運営

NPO法には理事会の設置義務を明記した条項はありません。したがって、定款に定めても定めなくても違法ではありませんが、社員（会員）を擁するNPO法人では、運営の主体がどこにあるのかを明確するため定款に理事会の設置を明記するのが一般的です。定款例（第29条）では「理事会は、理事をもって構成する。」とし、別途理事会に関する規定を定めることも必要だとしています。

定款例（第30条）では理事会の審議事項を、①総会に付議すべき事項、②総会の決議した事項の執行に関する事項などとしています。理事会は総会に対して必要な事項を提案し審議してもらい、提案事項が決議されたらその事項を具体化し実行に移すこととなります。

理事会だけでは事業推進や事務処理が難しいことを想定し事務局を設置することもできます。定款例（第53条）では、「この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。」、同（第54条）では「事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。」としていますので、定款に事務局設置の規定を設けておくことを検討しておきましょう。なお、理事が事務局長を兼務することも可能です。

(3) 総会（NPO法第14条の2、3及び5）

総会はNPO法人の最高意思決定機関です。NPO法では毎年1回の通常総会と理事や社員（会員）から請求があったときの臨時総会の開催を義務づけています。

NPO法で定められている総会での決議項目は、①定款の変更（NPO法第25条の1）、②解散（NPO法第31条の1の1号）、③合併（NPO法第34条の1）の3点。

定款例（第21条）では、総会の権能として13の項目を示しています。しかし、全てのNPO法人が定款例に従って列記する必要はありません。NPO法は、「定款で理事その他の役員に委任したもの」（NPO法第14条の5）は、総会の決議は必要ないとしています。

例えば、定款例の13項目のうち、「役員の選任及び解任」や「入会金及び会費の額」などは理事会の審議事項に回し、総会の権能から外すことも可能です。年1回の総会にすべてを委ねるのではなく、理事会が機能的・機動的に運営されることが大事です。改めて定款を見直し、定款変更も含め検討しては如何でしょうか。

【根拠法】

(NPO法第14条の2：通常社員総会)

理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

(NPO法第14条の3 臨時社員総会)

理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

2 総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(NPO法第14条の5：社員総会の権限)

特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

(4) 総会の決議の省略 (NPO法第14条の7及び9)

社会的な事情により、会員を招集しての総会が開催できなくなった場合には書面等で行う“みなし総会”ができることとされています。

NPO法では、NPO法人の定款に書面や電磁的方法を定めておけば表決することができます (NPO法第14条の7)。東京都の定款例では「(総会での表決権等) 第27条やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。」としています。この規定により、書面又は電磁的方法により提案した議案に対して全員の同意があれば決議があったものとみなされます (NPO法第14条の9)。

【根拠法】

(NPO法第14条の7：社員の表決権)

各社員の表決権は、平等とする。

2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。第二十八条の二第一項第三号において同じ。）により表決をすることができる。

4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(NPO法第14条の9：社員総会の決議の省略)

理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終了したものとみなす。

(5) NPO法人の資金と会計 (NPO法第27条)

ア: 資金源を考える

資金の確保はNPO法人活動を継続的に行う上で避けて通れない課題です。

NPO法人の主な収入としては、

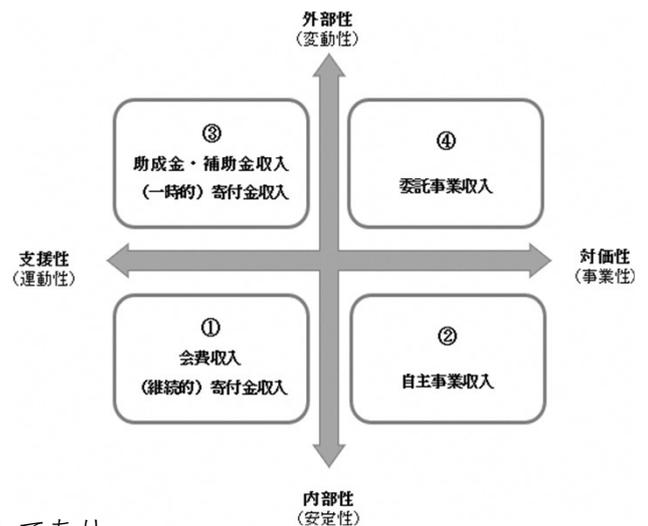
- ①会費収入・寄付金収入（継続的）
- ②自主事業収入
- ③助成金・補助金収入・寄付金収入（一時的）
- ④委託事業収入

があげられます。

①と②は、自ら調達する「内部性の財源（安定性）」であり、

③と④は外部から調達する「外部性の財源（変動制）」

といえます。



(図1) 財源構成

「新版知っておきたいNPOのこと」より

また、①と③は「支援性（運動性）」ですし、②と④は「対価性（事業性）」といえます。図1は、これらの財源構成を示したものです。資金の調達方法は、NPO法人の活動目的によって様々ですが、一般的には「内部性の財源」で財政基盤を安定化させ、さらに「外部性の財源」に挑戦していくことが必要でしょう。

イ:会計処理

活動をおこなえば、財源から支出する。当然の行為ですが、収入と支出管理は「言うは易く行うは難し」のところがああります。

NPO法第27条では、会計簿は正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること、また活動計算書、貸借対照表、財産目録、財務諸表の注記を作成するとしています。では、何に準拠して作成したらよいでしょうか。全国のNPO支援センターらで結成されたNPO法人会計基準協議会から「NPO法人会計基準ハンドブックNPO法人会計基準」が出され、2017年12月に改正されています。こちらを参考にすることができます。

(NPO法人会計基準ハンドブックNPO法人会計基準)

<http://www.npokaikeikijun.jp/topics/handbook201712/>



では、実際の会計実務はどうしたらよいか。冊子体の出納帳や有料の会計ソフト、エクセル(Excel)の計算ソフトなどを使う方法があります。多くのNPO法人では、活動を支える機器として、パソコンをお使いだと思います。活動経費がかさむ中で経費をかけないで会計事務をしたいとお考えのNPO法人の皆さんにお薦めなのが多桁式現金出納帳(以下、「出納帳」という。)です。

【出納帳作成時の注意点】

- ①入出金時にかならず記入
- ②帳簿外の処理はしない(借入、仮払いなどもかならず出納帳に記入)
- ③収入項目は、資金の種類で区分する

④勘定科目は支出内容の分類と考え、NPO活動に合わせ設定する。

⑤事業科目の事業費ごとの集計は、関数数式「SUMIFS」を使う。

【領収書の保存】

①領収書は台帳に張り保存

②領収書には出納帳と同じ番号を記入

(手書きでもExcelでも使える多桁式出納帳：見本)

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
多桁式現金出納帳 (見本)														
口座より	年会費	入会金	事業収入	日付	証憑	収入	支出	残高	摘要	事業科目	消耗品費	通信費	印刷費	口座へ
				4/1		34,712		34,712	繰越					
				4/5	1		2,575	32,137	コピー用紙	管理費	2,575			
	10,000			4/6	2	10,000		42,137	〇〇様年会費					
				4/12	3		7,875	34,262	コピー機トナー	管理費	7,875			
		5,000		4/20	4	5,000		39,262	△△様入会金					
	10,000			4/20	4	10,000		49,262	△△様年会費					
				4/25	5		5,691	43,571	会報印刷	広報費			5,691	
				4/30	6		525	43,046	乾電池	管理費	525			
			6,500	4/30	7	6,500		49,546	イベント参加料	交流事業				
	20,000					66,212	16,666	49,546			10,975		5,691	

【根拠法】

(NPO法第27条：会計の原則)

特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

一 削除

二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

3. 所轄庁（東京都）のNPO法人運営指針について

足立区内の多くのNPO法人は、事務所を足立区に置いていると思われるので、東京都が所轄庁となります。東京都は、具体的に運用するための規則を定めるとともに、NPO法人運営に必要な事項を「東京都NPO法人ポータルサイト」に掲載し、適切な運営指針を示しています。ここでご紹介する運営事項は、本運営ガイドブック作成時点（2020年5月現在）の「東京都NPO法人ポータルサイト」に掲載されている情報に基づいています。

（東京都NPO法人ポータルサイト）

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/



以下、「東京都NPO法人ポータルサイト」の「法人運営について」に基づき、説明します。

（1）事業報告書等の提出（NPO法第29条）

NPO法人は、事業報告書等の提出がNPO法第29条により義務付けられています。東京都では、毎事業年度初めの3か月以内（事業年度初めが4月の場合は6月以内）に、前事業年度の事業の実績の有無に関わらず事業報告書等（下記①～⑦）の書類を提出しなければなりません。

提出した事業報告書等は、全て閲覧・謄写の対象ですので、不要な個人情報等は記載しないよう、十分な配慮が必要であるとしています。ただし、役員や社員の住所又は居所は法定記載事項ですので、記載の省略はできません。

【事業報告書等の提出書類】

提出書類は、各1部の提出です。

①事業報告書等提出書（第6号様式）

* 提出書の送り状的なものです。代表者印の押印が必要です。

②事業報告書（書式第12号）

* 定款に記載された事業名別に、当該年度の事業内容等を報告するもの。

③ 活動計算書（書式第13号又は第14号）

* 第13号は特定非営利活動に係る事業のみの場合、第14号はその他の事業がある場合に使用。活動計算書は、経常収益と経常費用とで当該年度の経費の出入りを整理するもの。

④ 貸借対照表（書式第15号）

* 資産と負債のバランスを表したもの。

⑤ 計算書類の注記（書式第16号）

* 計算書類作成に当たってどの会計基準に依っているか。事業別損益の状況や固定資産、借入金等の状況を明確にしたもの。なお、計算書類の注記は活動計算書及び貸借対照表と一体のものとして作成・提出が求められます。なお、当該事項がなければ、必ずしも提出しなければならないものではありません。

⑥ 前事業年度の年間役員名簿（書式第18号）

* 前事業年度の役員全員の氏名・住所・報酬の有無を記載。N P O法第20条（役員欠格事由）及び第21条（役員親族等の排除）の確認を求めています。

⑦ 前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の名簿（書式第4号）

* N P O法人の会員名簿です。

（事業報告書等の様式・書式）

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/documents/form/0000001164.html



【提出先】

所轄庁（東京都）は、各種書類の提出を窓口もしくは郵送で受け付けています。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都庁第一本庁舎 19 階南側
東京都生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課 N P O 法人担当
03-5388-3095（受付時間：開庁日 9:00～17:45）

【根拠法】

（N P O 法第 29 条：事業報告書等の提出）

特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（東京都特定非営利活動促進法施行条例第 4 条）

法第二十九条の規定により、特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、規則で定めるところにより、同条に掲げる書類を添付した提出書を知事に提出するものとする。

（N P O 法第 20 条：役員欠格事由）

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

一：破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二：禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三：この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三七七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四：暴力団の構成員等

五：第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

六：心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

（N P O 法第 21 条：役員親族等の排除）

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(2) 貸借対照表の公告（NPO法第28条の2）

NPO法では、NPO法人は前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる4つの方法のうち定款で定める方法で公告します。

- ①官報に掲載する方法
- ②日刊新聞紙に掲載する方法
- ③電子公告
- ④法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

また、公告の対応として以下のことも定めています。

<官報又は日刊新聞紙の方法を定款に定めた場合>

当該貸借対照表の要旨の公告でよい。

<電子公告の方法を定款に定めた場合>

- ①事故等で公告ができない場合、官報又は日刊新聞紙を定款で定めることができる。
- ②電子公告は、前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。
- ③前項に公告の中断が生じた場合、次のいずれにも該当するときは、公告の効力に影響を及ぼさない。
 - ・法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は法人に正当な事由がある。
 - ・公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の10分の1を超えない。
 - ・公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告により公告。

なお、電子公告にはNPO法人独自のホームページ又は、内閣府のポータルサイトを利用する方法があります。内閣府のポータルサイトは、手続きをすれば無料で利用できます。

【根拠法】

(NPO法第28条の2：貸借対照表の公告)

特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

- 一 官報に掲載する方法
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 三 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。
- 3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。
- 4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。
 - 一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。
 - 二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。
 - 三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

(内閣府 NPO ホームページ：NPO 法人情報登録(NPO 法人限定))

<https://www.npo-homepage.go.jp/about/houjin-info/npohoujin-touroku>



(3) 役員の変更届け（NPO法第23条）

NPO法人は、任期中に役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったとき、役員が新たに就任したとき、任期満了と同時に再任したときは、遅滞なく、所轄庁に届け出なければなりません。

役員の変更等の届出が必要な変更事項は、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の変更、改姓又は改名の場合です。

【届出が必要な事項】 提出部数は、各1部です。

①新任（任期満了と同時に再任した場合を除く。）のとき

- ・「役員の変更等届出書」（第3号様式）
- ・変更後の役員名簿（書式第1号）
- ・各役員の就任承諾書及び宣誓書の写し（書式第2号又は書式第3号）
- ・役員の住所又は居所を証する書面

②再任・任期満了・死亡・辞任・解任・代表者変更・住所（又は居所）の変更・改姓又は改名のとき

- ・「役員の変更等届出書」（第3号様式）
- ・変更後の役員名簿（書式第1号）

【根拠法】

（NPO法第23条：役員の変更等の届出）

特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ【（役員の親族等の排除）（役員の欠格事由）】及びハ【役員住所又は居所を証する書面】に掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

（役員の変更に関する様式・書式）

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/documents/form/0000001166.html



(4) 定款の変更（NPO法第25条）

定款変更に必要な手続は、まず変更事項について社員総会で議決しなければなりません。定款変更には、原則として社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数をもって決議することが必要です。ただし、定款に定めがある場合は定款の定めによります。

東京都の認証を受けないと効力が生じない事項は、下記のとおりです。なお、東京都の認証が不要な事項は届け出るだけです。

【東京都の認証が必要な事項】

- ①目的
- ②名称
- ③特定非営利活動の種類（20分野）及び特定非営利活動に係る事業の種類
- ④主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴う場合のみ。）
- ⑤社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- ⑦会議に関する事項
- ⑧その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- ⑩定款の変更に関する事項

※このうち、①、②、③、④、⑧は、法務局へ登記が必要です。

【定款変更申請に必要な書類】

提出部数は各1部です。

- ①定款変更認証申請書（第4号様式）
- ②新旧対照表
- ③定款変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- ④変更後の定款

事業の変更を伴う定款変更の場合は、下記の書類も必要です。

⑤定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

⑥定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書

(定款・登記の変更に関する様式・書式)

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/documents/form/0000001167.html



【根拠法】

(NPO法第25条：定款の変更)

定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席しその出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときはこの限りでない。

3 定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
、第五号、第六号（役員の定数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の
帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は
、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定め
るところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申
請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第
三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事
業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

5 第十条第二項及び第三項並びに第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事
項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞な
く、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁
に届け出なければならない。

7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証
する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

(5) 解散（NPO法第31条）

NPO法人を解散するには、解散の原因を見極めたうえで、解散の諸手続きをする必

要があります。また、残った資産を勝手に処分することはできません。残余財産の手続きが必要です。

ア:解散事由（NPO法第31条）

NPO法人は、次の理由によって解散することができます。

- ①社員総会の決議
- ②定款で定めた解散事由の発生
- ③目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ④社員の欠亡
- ⑤合併
- ⑥破産手続開始の決定
- ⑦法第43条に規定する設立認証の取り消し

【根拠法】

（NPO法第31条：解散事由）

特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
 - 二 定款で定めた解散事由の発生
 - 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - 四 社員の欠亡
 - 五 合併
 - 六 破産手続開始の決定
 - 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し
- 2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。
 - 3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。
 - 4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

以下、解散の理由ごとにご紹介します。

①社員総会の決議（NPO法第31条の2）

社員総会において、原則として社員総数の4分の3以上の議決をもって解散の決議

をし、解散することができます。

③定款で定めた解散事由の発生

定款に、「この法人は〇年〇月〇日をもって解散する。」や「社員の数が〇名未満となったときには解散する。」などと定め、その条件になったときに発動することをいいます。

④目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

「成功の不能」とは、法人が特定非営利活動に係る事業を達成することができないことの原因をいいます。「成功の不能」が理由の場合は所轄庁（東京都）の認定がなければ解散することはできません。

⑤社員の欠亡

「欠亡」とは社員がゼロになることをいいます。「欠乏」ではありません。社員が10人未満になったことを理由として直ちに解散できるわけではなく、社員が1人もいなくなったときに解散することができます。

⑥合併（本書 p.23 を参照）・破産手続開始の決定（NPO法第31条の3）

法人が債務を完済することができなくなったときは、裁判所は、理事若しくは債権者の請求により又は職権により破産手続開始の決定をすることになります。

⑦NPO法第43条に規定する設立認証の取消し改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達成することができないときなどは、法人の設立の認証を取り消すことがあります。

【根拠法】

（NPO法第31条の2：解散の決議）

特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（NPO法第31条の3：特定非営利活動法人についての破産手続の開始）

特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(規則第13条：解散の認定の申請)

第十三条 法第三十一条第二項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、同条第三項の書面を添付した特定非営利活動法人解散認定申請書（別記第八号様式）を知事に提出するものとする。

(NPO法第43条：設立の認証の取消し)

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。

4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

イ解散認定申請（NPO法第31条第2項及び第3項、規則第13条）

解散の理由のうち「③目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」による解散の認定を受けようとするときは、それを証明する書面（例えば社員総会の議事録の謄本）を添えて「特定非営利活動法人解散認定申請書」（第8号様式）を、東京都に提出しなければなりません。

(第8号様式：pdf)

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/documents/form/files/0000001168/041-youshiki8.pdf



【根拠法】

N P O 法第31条第2項及び第3項は前掲 (p.16)

(規則第13条：解散の認定の申請)

第十三条 法第三十一条第二項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、同条第三項の書面を添付した特定非営利活動法人解散認定申請書 (別記第八号様式) を知事に提出するものとする。

ウ届出 (N P O 法第 31 条の 4、規則第 14 条第 1 項)

解散の理由のうち①、②、④または⑥により解散した場合には、清算人は、「特定非営利活動法人解散届出書」 (第 9 号様式) に、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して、遅滞なく所轄庁 (東京都) に提出しなければなりません。

【根拠法】

(N P O 法第31条の4：清算中の特定非営利活動法人の能力)

解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(規則第14条第1項：解散の届出等)

法第三十一条第四項の規定による届出を行おうとする清算人は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した特定非営利活動法人解散届出書 (別記第九号様式) を知事に提出してするものとする。

(第 9 号様式：pdf)

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/documents/form/files/0000001168/042-youshiki9.pdf



エ清算

(ア) 清算人 (N P O 法第31条の 5～第31条の 7)

N P O 法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による場合を除き、理事が清算人になります。清算人となる理事とは、代表権を有する理事がいる場合でも、代表権を有しない理事を含む理事全員が対象となります。ただし、定款に定めがあるとき、又は社員総会において他の人を選任したときは、その定め又は選任による者が清算人になります。

なお、裁判所は、清算人がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生じるおそれがあるときは、利害関係人若しくは検察官の請求により、又は職権をもって、清算人を選任することができます。また、重要な事由があるときは、利害関係人若しくは検察官の請求により、又は職権をもって、清算人を解任することができます。

【根拠法】

(NPO法第31条の5：清算人)

特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(NPO法第31条の6：裁判所による清算人の選任)

前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(NPO法第31条の7：清算人の解任)

重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(イ) 清算人の職務 (NPO法第31条の8、規則第14条第2項)

①清算中に就任した清算人は、就職後、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して「清算人就職届出書」(第10号様式)を東京都に提出しなければなりません。

【根拠法】

(NPO法第31条の8：清算人の届出)

清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(規則第14条第2項：解散の届出等)

法第三十一条の八の規定による届出を行おうとする清算人は、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した清算人就職届出書(別記第十号様式)を知事に提出してするものとする。

(第10号様式：pdf)

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/documents/form/files/0000001168/043-youshiki10.pdf



- ②清算人は、現務の結了、債権の取立及び債務の弁済、残余財産の引渡を行うために必要な一切の行為をすることができます。
- ③清算人は、解散した後遅滞なく、官報に掲載して公告し、債権者に対し2か月以上の一定期間内に債権の申出をすべき旨を催告する必要があります。その公告には、債権者が期間内に申出をしないときはその債権は清算から除斥される旨を付記します。なお、判明している債権者には、個別にその申出を催告する必要があります（NPO法第31条の10）。

【根拠法】

(NPO法第31条の10：債権の申出の催告等)

清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

- ④清算中に法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告する必要があります。(NPO法第31条の2第1項)。
- ⑤清算が終了したときは、清算人は、清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して「清算結了届出書」(第12号様式)を東京都に提出します(NPO法第32条の3、規則第16条)。

(第 12 号様式 : pdf)

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/documents/form/files/0000001168/045-youshiki12.pdf



【根拠法】

(NPO法第31条の12：清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(NPO法第32条の3：清算終了の届出)

清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(規則第16条：清算終了の届出等)

法第三十二条の三の規定による届出を行おうとする清算人は、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した清算終了届出書（別記第十二号様式）を知事に提出してするものとする。

(ウ) 残余財産の帰属（NPO法第32条及び第11条の3）

解散した法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による場合を除き、東京都に対して清算終了届出書を提出した時において、定款で定める帰属先に帰属します。定款に規定する場合は、次の者のうちから選定しなければなりません。

< 残余財産の帰属先 >

- ①他の特定非営利活動法人
- ②国又は地方公共団体
- ③公益社団法人又は公益財団法人
- ④学校法人
- ⑤社会福祉法人

⑥更生保護法人

定款に残余財産の帰属先に関する規定がない場合は、清算人は、「残余財産譲渡認証申請書」（第11号様式）により東京都に申請し、認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます。

定款に帰属先の定めが無く、かつ清算人が認証申請をしなかった場合又は認証申請したけれども不認証になった場合には、残余財産は国庫に帰属します。

(第 11 号様式 : pdf)

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/documents/form/files/0000001168/044-youshiki11.pdf



【根拠法】

(NPO法第32条：残余財産の帰属)

解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算結了の届出の時に、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(NPO法第11条の3：定款)

g 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

3 第一項第十二号（*解散に関する事項）に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

一 国又は地方公共団体

二 公益社団法人又は公益財団法人

三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

(6) 合併（NPO法第33条～第39条）

ア合併の容認（NPO法第33条）

法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができます。

イ 合併認証手続き（NPO法第34条）

- ①合併は、定款に特別の定めがない場合、社員総会において原則、社員総数の4分の3以上の多数をもって決議します。
- ②社員総会決議を経た後、所轄庁（東京都）に合併認証申請を提出し認証を受けます。
- ③認証決定後、合併登記を行い、登記完了届けを所轄庁（東京都）に提出します。ただし、合併とともに他の所轄庁に主たる事務所を変更する場合は、所轄庁の変更を伴う定款変更の場合と同様の手続きとなります。

ウ 合併認証申請に必要な書類

以下の提出書類は各1部です。

（解散及び合併に関する様式・書式：ダウンロード）

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npohoujin/documents/form/0000001168.html>



- ①合併認証申請書（第13号様式）
- ②合併の議決をした社員総会の議事録の謄本
- ③定款
- ④役員名簿（書式第1号）
- ⑤就任承諾書及び宣誓書の写し（書式第2号及び書式第3号）
- ⑥役員住所及び居所を証する書面
 - ・住民基本台帳法の適用を受ける人（日本国内に住む外国人を含む）は、「住民票の写し」（コピーではなく、区市町村の長が交付した謄本）
 - ・その他、海外に住む日本人や外国人は、住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書
 - ※書面が外国語で作成されている場合、翻訳者を明らかにした翻訳文を添付
 - ※書面は申請日（東京都が受理した日）から6か月以内に発給されたもの
 - ※マイナンバーが記載されていないもの
- ⑦社員のうち10人以上の者の名簿（書式第4号）
- ⑧確認書（書式第5号）

⑨合併趣旨書（書式第 6 号）

⑩合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（書式第 8 号）

⑪合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（書式第 9 号）

上記の書式は、設立時の書式を援用しているため、「設立」を「合併」に読み替えて使用します。

（合併の認証を受けるための申請書：ダウンロード）

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_ho_ujin/documents/form/0000001192.html



【根拠法】

（NPO法第33条：合併）

特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

（NPO法第34条：合併手続）

特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときはこの限りでない。
- 3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。
- 5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

→以下の条文は簡略化した。

（NPO法第35条）

認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置かなければならない。

（NPO法第36条）

債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

（NPO法第37条）

合併により設立する場合は、選任した者が共同して行わなければならない。

(NPO法第38条：合併の効果)

合併後設立した法人は、消滅した法人の一切の権利義務を承継する。

(NPO法第39条：合併の時期等)

合併によって設立する法人の主たる事務所の所在地に登記し、その効力を生ずる。

エ合併の認証

所轄庁（東京都）は、申請書類の受理日から1か月間の縦覧の後、原則として2か月以内に認証又は不認証の決定をし、その旨書面で通知します。不認証の通知をする場合は、その理由も付記します。

オ登記（組合等登記令第8条）

合併を認証された法人は、合併に必要な手続きを行い、その手続きの終了日から主たる事務所の所在地を管轄する法務局において2週間以内に、従たる事務所の所在地を管轄する法務局においては3週間以内に、合併後存続する法人については変更の登記、合併により消滅する法人については解散の登記、合併により設立した法人については、設立の時と同様の登記をします。

カ合併登記完了の届出等（規則第20条）

合併の登記をしたNPO法人は、遅滞なく、登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した合併登記完了届出書を、所轄庁（東京都）に提出します。

所轄庁（東京都）は、①合併当初の財産目録、②登記事項証明書も閲覧用として提出を求めています。

【合併登記完了後の提出書類】

提出書類は、各1部です。

①合併登記完了届出書（第14号様式）

②登記事項証明書

③合併当初の財産目録

(解散及び合併に関する書式)

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/documents/form/0000001168.html



【根拠法】

(組合等登記令第8条：合併等の登記)

組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

2前項の規定は、組合等が承継（組合等を会員とする他の組合等（以下この項において「連合会」という。）において、会員が一人になった連合会の会員たる組合等が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により当該連合会の権利義務を承継することをいう。第十三条において同じ。）をする場合について準用する。

(規則第20条：合併登記の完了の届出)

法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定による届出を行おうとする特定非営利活動法人は、同項の登記事項証明書及び財産目録を添付した合併登記完了届出書（別記第十四号様式）を知事に提出するものとする。

(7) 書類の備置き及び閲覧

ア 毎年の事業報告書等の備置き（NPO法第28条）

NPO法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業の実績の有無にかかわらず、事業報告書等を作成し、作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、全ての事務所に備え置きが義務付けられています。

備え置く書類は、本書の3.（1）で紹介した所轄庁提出の「事業報告書等」です。

（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、前事業年度の年間役員名簿、前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の名簿）

イ 財産目録、役員名簿及び定款等の備置き（NPO法第14条、NPO法第28条第2項）

NPO法人は、成立時の財産目録、役員名簿及び定款等（定款及び「その認証及び登記に関する書類の写し※」）を全ての事務所に備え置かなければなりません。

※「その認証及び登記に関する書類の写し」には、定款変更の認証時の書類のほか、設立認証時の認証及び登記に関する書類の写しも含みます。

【根拠法】

（NPO法第14条：財産目録の作成及び備置き）

特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

（NPO法第28条：事業報告書等の備置き等及び閲覧）

特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

（NPO法第28条の2：貸借対照表の公告）

- p. 9 を参照 -

ウ事業報告書等の閲覧（NPO法第28条第3項）

NPO法人は、次に掲げる書類について、社員その他の利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければなりません。

【閲覧書類】

- ①事業報告書、②活動計算書、③貸借対照表、④財産目録、⑤前事業年度の年間役員名簿、⑥前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の名簿、⑦役員名簿、⑧定款等、⑨定款変更に係る認証書類の写し、⑩定款変更に係る登記書類（登記事項証明書）の写し。

【根拠法】

（NPO法第28条第3項：事業報告書等の備置き等及び閲覧）

3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

-
- 一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）
 - 二 役員名簿
 - 三 定款等

エ経過措置（NPO法附則第3条）

事業報告書等の備置き及び閲覧（NPO法第28条第1項及び第3項）は、作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間行う必要がありますが、これは平成29年4月1日以後に開始する事業年度に関する事業報告書等について適用されます。

したがって、平成29年4月1日より前に開始した事業年度に関する事業報告書等については、従前どおり、作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、備置き及び閲覧を行うことになります。

【根拠法】

（NPO法附則第3条：事業報告書等に関する経過措置）

新法第二十八条第一項及び第三十条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第二十八条第一項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第二十八条第一項に規定する事業報告書等については、なお従前の例による。

（8）登記

NPO法人の登記は、政令で定めるところにより行うとされており、東京都の「特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則」に基づき行います。

登記は、設立、定款の変更、解散及び清算人、合併があった時点で登記し、登記完了届出書を所轄庁（東京都）に提出する必要があります。以下は、pdfの提出書です。

(設立登記完了届出書 (別記第二号様式) : pdf)

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/documents/form/files/0000001163/013-youshiki2.pdf



(定款の変更の登記完了提出書 (別記第五号様式の二) : pdf)

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/documents/form/files/0000001167/040-youshiki5no2.pdf



(特定非営利活動法人解散届出書 (別記第九号様式) : pdf)

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/documents/form/files/0000001168/042-youshiki9.pdf



(清算人就職届出書 (別記第十号様式) : pdf)

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/documents/form/files/0000001168/043-youshiki10.pdf



(清算終了届出書 (別記第十二号様式) : pdf)

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/documents/form/files/0000001168/045-youshiki12.pdf



(合併登記完了届出書 (別記第十四号様式) : pdf)

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/documents/form/files/0000001168/047-youshiki14.pdf



【根拠法】

(NPO法第7条：登記)

特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(NPO法第25条7項：定款の変更)

特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

(規則第5条：設立登記の完了の届出)

法第十三条第二項の規定による届出を行おうとする特定非営利活動法人は、同項の登記事項証明書及び財産目録を添付した設立登記完了届出書 (別記第二号様式)を知事に提出するものとする。

(規則第5条：設立登記の完了の届出)

法第十三条第二項の規定による届出を行おうとする特定非営利活動法人は、同項の登記事項証明書及び財産目録を添付した設立登記完了届出書（別記第二号様式）を知事に提出するものとする。

(規則第9条の2：定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

法第二十五条第七項の規定による提出を行おうとする特定非営利活動法人は、同項の登記事項証明書を添付した定款の変更の登記完了提出書（別記第五号様式の二）を知事に提出するものとする。

(規則第14条：解散の届出等)

法第三十一条第四項の規定による届出を行おうとする清算人は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した特定非営利活動法人解散届出書（別記第九号様式）を知事に提出してするものとする。

2法第三十一条の八の規定による届出を行おうとする清算人は、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した清算人就職届出書（別記第十号様式）を知事に提出してするものとする。

(規則第16条：清算結了の届出等)

法第三十二条の三の規定による届出を行おうとする清算人は、清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した清算結了届出書（別記第十二号様式）を知事に提出してするものとする。

(規則第20条：合併登記の完了の届出)

法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定による届出を行おうとする特定非営利活動法人は、同項の登記事項証明書及び財産目録を添付した合併登記完了届出書（別記第十四号様式）を知事に提出するものとする。

(9) NPO法人に関わる税（NPO法第70条）

NPO法人は、税法上は公益法人等と同じとされています。NPO法人の代表的な課税項目は下記のとおりです。

①事業税

NPO法人は、公益法人等と同じですので、法人税は課税されません。事業税はNPO法人であっても、法人税法上の34事業*のいずれかの事業で収益があった場合には課税対象となります。なお、事業税も利益に対して一定の税率で課税されるものです。当然、諸経費を差し引いて赤字であれば納税する必要はありません。

②法人住民税

法人住民税には都道府県民税と市町村民税があります。いずれも法人税割と均等割に分けられます。法人税割の金額は、法人税額に比例しますから法人税額がない場合は納税する必要はありません。これに対し、均等割は収益事業を行うか否かに

かかわらず、一定額（東京都の23区は都民税だけで7万円）が課税されます。ただし、東京都では法人税法上の収益事業を行わない場合は減免申請（毎年4月末までに）を行うことによって免除されます。

③消費税

前々事業年度（基準期間）において、課税売上高（会費・寄付金・補助金等対価のない収入以外の収入）が1,000万円を超える場合には、納税義務事業者となり、「消費税課税事業者届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。基準期間の課税売上高が1,000万円以下なら、免税事業者となります。とくに届出の必要はありません。

④印紙税

NPO法人が発行する領収証や受取書は、たとえ収益事業に関するものであっても、金額にかかわらず印紙を貼る必要はありません。ただし、契約書については免除の規定がないので、印紙は必要です。

⑤その他

不動産取得税、固定資産税、自動車取得税、自動車税等は、自治体によって減免されることがあります。法人税は所得の種類に関係なく、法人が得た課税されるすべての所得に対して一定の税率で課される税金です。

【根拠法】（NPO法第70条）

特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

※税法上の収益事業

①物品販売業 ②不動産販売業 ③金銭貸付業 ④物品貸付業 ⑤不動産貸付業 ⑥製造業
⑦通信業 ⑧運送業 ⑨倉庫業 ⑩請負業 ⑪印刷業 ⑫出版業 ⑬写真業 ⑭席貸業 ⑮旅館業
⑯料理店業その他の飲食店業 ⑰周旋業 ⑱代理業 ⑲仲立業 ⑳問屋業 ㉑鉱業 ㉒土石採取業
㉓浴場業 ㉔理容業 ㉕美容業 ㉖興行業 ㉗遊技所業 ㉘遊覧所業 ㉙医療保健業 ㉚芸業
・学力教授業 ㉛駐車場業 ㉜信用保証業 ㉝無体財産権の提供業 ㉞労働者派遣業

(10) 雇用主の義務

NPO 法人においても、職員（労働者）を雇用することは可能です。雇用した場合は、以下の手続きが必要です。

①就業関係

職員を一人でも使用するようになったときは、NPO 法人は、所定の様式「適用事業報告」を2部、遅滞なく所轄労働基準監督署に提出します。

また、職員を常時10名以上使用する NPO 法人は、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署に届け出る必要があります。

(適用事業報告の様式)

<https://shinsei.egov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTDETAIL&id=4950000009647&fromGTAMSTLIST=true&SYORIMODE=>



②労働保険

労働保険とは、労働者災害補償保険（「労災保険」という。）と雇用保険の総称。保険の給付は両制度別に行われますが、保険料の徴収等は、一体で扱われます。労働保険は、職員を一人でも雇用していれば、NPO 法人は必ず加入手続きをしなければなりません。労働保険への加入は「労働保険保険関係成立届」、

「労働保険概算保険料申告書」を、所管の労働基準監督署に提出します。そして、その年度分の労働保険料を概算保険料として申告・納付します。

また、「労働保険適用事業所設置届」「雇用保険被保険者資格取得届」を、所轄の公共職業安定所に提出する必要があります。

(労働保険保険関係成立届の様式)

https://shinsei.egov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAE_GOVM_STDETAIL&menSeqNo=0000008074&id=4950019900001



(労働保険概算保険料申告書)

https://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAEGOVMS_TDETAIL&menSeqNo=0000008047&id=4950019900017



③ 健康保険及び厚生年金保険

健康保険及び厚生年金保険は、使用される人が一人以上いる法人は、強制適用事業所となり、事業主は加入手続きが必要です（健康保険法第3条、厚生年金保険法第6条）。法人の有給の役員はその法人に使用されるものとして扱います。

保険料は、被保険者の報酬の額に応じた一定の額を事業主と被保険者が半分ずつ負担します。法人は、「新規適用届」「被保険者資格取得届」等を所轄の年金事務所に提出する必要があります。

【根拠法】

(健康保険法第3条：定義)

この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。(以下、項は略)

(厚生年金保険法第6条：適用事業所)

次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所(以下単に「事業所」という。)又は船舶を適用事業所とする。

一 次に掲げる事業の事業所又は事務所であつて、常時5人以上の従業員を使用するもの

(以下、項は略)

4. 終わりに

NPO法人活動は多様であると考えます。NPO法人運営ガイドブックは、NPO法で定められた義務と権利を生かし、NPO法人の益々の発展を祈念し作成したものです。

なお、NPO法人運営ガイドブックは、法人運営するうえでの最少の情報です。団体によって様々な事由が生じてくるものと思われますので、その時に大切なのは、分からないことを自分達で判断せず、第三者(税理士等専門家、経験者など)から情報を得て活動を進めていくことです。

最後に、NPO法人の皆さんの円滑な運営とスタッフ同士の協力・協働により事業目的が達成されることを心から祈念しています。

【関係機関一覧】

足立区 NPO 活動支援センター

住所：〒123-0851 足立区梅田 7-13-1
電話：03-3840-2331 FAX：03-3840-2333
Eメール：adachi-npo-center@machikatsu.co.jp

東京都生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課NPO法人担当

住所：〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1
東京都庁第一本庁舎 19 階南側（新宿駅西口徒歩 10 分）
電話：03-5388-3095

東京法務局城北出張所

住所：〒124-8502 葛飾区小菅 4-20-24
電話：03-3603-4305

足立税務署

住所：〒120-8520 足立区千住旭町 4-21 号足立地方合同庁舎 電
話：03-3870-8911

荒川都税事務所

住所：〒116-8586 荒川区西日暮里 2-25-1
電話：03-3802-8111

西新井税務署

住所：〒123-8501 足立区栗原 3-10-16
電話：03-3840-1111

東京労働局 足立労働基準監督署

住所：〒120-0026 足立区千住旭町 4-21 足立地方合同庁舎 4階 電

話：03-3882-1188

ハローワーク足立

住所：〒120-8530 足立区千住 1-4-1 東京芸術センター 6～8階

電話：03-3870-8609

足立年金事務所

住所：〒120-8580 足立区綾瀬 2-17-9

電話：03-3604-0111

【メモ】

(2024年10月改訂)